

Title	国語の促進か, 少数言語の保護か? : スロバキア新言語法(2009)のケース
Author(s)	岡本, 真理
Citation	大阪大学世界言語研究センター論集. 2010, 4, p. 119-132
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/9407
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

国語の促進か，少数言語の保護か？ —スロバキア新言語法（2009）のケース—

岡本真理*

OKAMOTO Mari

Abstract:

The State Language to Be Promoted or Minority Rights Protected ? : The Case of the New Law on the State Language of Slovakia (2009)

On 30 June, 2009 The Slovak Parliament passed a new law on the state language of Slovakia, which came into effect on 1 September, 2009. Since the establishment of the Slovak Republic this is the second amended law concerning the legal position of the state language of Slovakia. The law aims to promote Slovak as the single state language. Meanwhile international criticism has come up concerning the risk of restricting the right of national minorities to use their mother tongue in official communication and public life.

In this paper I have introduced the controversial clauses of the law and their possible influence on minority communities, especially the Hungarians, who constitute around 10 percent of the population of Slovakia. I have also commented on the amendments proposed by the High Commissioner on National Minorities, who emphasizes the importance of striking a balance between strengthening the State language and protecting minority rights.

I have compared the Slovak law with those of other EU countries, and pointed out that similar conflicts concerning language law are found in those countries, such as for example the Baltics, where the majority and minority situations have rapidly “turned over” among ethnic groups in the course of state formation.

Keywords : language law, national minority, Slovakia, Hungary, Europe

キーワード : 言語法, 少数民族, スロバキア, ハンガリー, ヨーロッパ

1. はじめに

2009年6月30日, スロバキア議会において, 言語法の改正が可決された。1993年1月

* 大阪大学世界言語研究センター・准教授

にチェコから分離・独立した新興国家スロバキアでは、1995年11月にスロバキア国語法（「スロバキア共和国の国語に関する法律第270号」）が制定された。今回はそれ以来、14年ぶり、また最初的大幅な言語法改定となるが、これをきっかけに、スロバキアと隣国ハンガリーの関係は急速に悪化し、緊張状態にある。人口約538万人のスロバキアにおいて、ハンガリー系住民は約52万人、人口の約10%を占め、国内最大の少数民族グループを形成するからである（2001年国勢調査）。¹ 周辺諸国に多くの同胞を抱えるハンガリーにとって、隣国の少数民族問題は常に緊張を強いるものであり、今回の言語法改正がスロバキアのハンガリー人にとってさまざまな懸念をもたらしているのである。

本稿では、スロバキアの新言語法²の内容とその少数民族の言語権に関わる問題点を考察する。また、ヨーロッパ諸国における言語法と比較することで、スロバキア言語法の性格がどのようなものであるのか、そして言語法の性格を決定づける要素には何があるのかを検証することを目的とする。

2. スロバキア新言語法をめぐる動向

新言語法施行前後の両国の関係をめぐる動きは次のようなものであった。2009年8月21日には、ハンガリー大統領がスロバキア入国を拒否されるという出来事があり、両国の大きな外交問題に発展した。この日は、スロバキア南部のドナウ川流域の都市コマルノ（Komarno, ハンガリー語名レーヴコマーロム Révkomárom³）でハンガリー系住民たちによって建設された聖イシュトヴァーン像の除幕式にハンガリー大統領ショーヨム（Sólyom László）が招かれていた。その前日である8月20日はハンガリーの建国記念日であり、ハンガリー国内で行われた集会で、大統領はスロバキアの新言語法を批判していた。その直後の訪問であることに加え、8月21日は1968年に起こった「プラハの春」の記念日であった。ちょうどこの日に、ハンガリー王国建国の父でありハンガリー民族主義の象徴ともいえる聖イシュトヴァーン像の除幕式のためにハンガリー大統領がスロバキアに入国するというのに、41年前ハンガリーを含む多国籍軍がチェコスロバキアの民主化運動を抑圧した記憶が重なり、スロバキア側は反発を強めたのである。21日朝、スロバキア

- 1 国勢調査においては、民族的帰属による人数と母語による人数は一致しないことが指摘されている。2001年の国勢調査では、自らをハンガリー人であると申告した人数は52万人であるが、「ハンガリー語を母語とする」とした人数は57万人を超え、約10%上回るという。[Simon 2002: 43] また、スロバキア国内のその他の少数民族の人口と比率は、同2001年国勢調査で、ロマが89,920人（1.7%）、チェコ人が44,620人（0.8%）、ルシン人が24,201人（0.4%）、ウクライナ人が10,841人（0.2%）と続く。
- 2 厳密に言えば、1995年に制定された法律の改正であり、「新」言語法ではない。ただ、世界各国の通信社・新聞・ラジオなどの報道においても共通して「新言語法」と表現・認知されているという実情と、その内容の大幅な改正という実態を鑑み、本稿でも「新言語法」の表現を使用することとする。
- 3 スロバキアの町コマルノ（Komarno）とハンガリーの町コマーロム（Komárom）はドナウ川をはさんで向かい合っており、1920年までハンガリー王国の領土内で一つの都市を形成していた。現在スロバキアのコマルノはハンガリー語で Komárom または Révkomárom とよばれている。コマルノは現在スロバキア国内でハンガリー系住民が最も多い都市で、その人数は2001年で22,452人であり、人口の約60%を占める。[Lanstyák, Szabó Mihály 2005: 51]

大統領と首相はハンガリー首相に対して、ハンガリー大統領のスロバキア入国に際し、身の安全を保障することができないと通知した。大統領の一行は、ハンガリー側の都市コマールムから国境であるドナウに架かる橋の中間地点である国境まで歩いたのち、引き返さざるをえなくなった。

新言語法が施行された同年9月1日には、スロバキア南部の都市ドゥナイスカール・ストレダ (Dunajská Streda, ハンガリー語名ドゥナセルダヘイ Dunaszerdahely) で、1万2千人以上のハンガリー系市民による反対集会が行われた。ハンガリー国内では、政府与党も野党各党も言語法を批判した。翌2日には、スロバキアのハンガリー人政党 (ハンガリー連立党) が代表団をハーグの少数民族高等弁務官のもとへ派遣し、新言語法がスロバキア国内の少数民族の権利を脅かすものであることを訴えた。その上で、この問題にたいする国際的関心を呼びかけ、欧州評議会がこの問題に積極的に関与し、解決に主導的役割を果たすように強く求めた。その後、ハンガリー首相バイナイ (Bajnai Gordon) とスロバキア首相フィツォ (Robert Fico) の二者会談が、調整の末、9月10日にハンガリー北部の町セーチェーニで行われ、そこで「11項目の合意」が発表された。その中には、ハンガリー大統領のスロバキア入国拒否に関して、双方が遺憾をあらわす (第4項) とともに、スロバキアの新言語法に関して欧州安全保障機構 (Organization for Security and Co-operation in Europe, OSCE) 少数民族高等弁務官ヴォラバエク (Knut Vollebaek, 元ノルウェー首相) の見解を受け入れ、その積極的な共同と監視の役割を歓迎すること (第5項)、また言語法の運用状況に関して年一度の点検を行うことや、両国の国家組織とは別の共同の警察組織を2カ月以内に設立し、極右運動への警戒を行うこと (第6項) などが含まれる。⁴ スロバキア・ハンガリー両首相は、会談には大きな意味があったと評価したものの、ハンガリーの野党各党やスロバキアのハンガリー人政党は、会談は表面的で、両国の緊張状態をなら緩和するものではないと批判した。他方、スロバキア政府側は言語法そのものの変更については検討を保留する態度を変えなかった。

首脳会談の1週間後の9月17日には、ハンガリー外相バラージュ (Balázs Péter) が南ドイツ新聞のインタビュー記事で、スロバキアの言語法について、「チャウセスク政権下のルーマニアを連想させる」「ハンガリーにとってスロバキアは弟のような存在であり、ヨーロッパ人らしくふるまうとはどういうことか、教えてやらないといけない」などと激しく批判した。この発言に対し、スロバキア外相ライチャーク (Miroslav Lajčák) は在スロバキア・ハンガリー大使を呼び出し、ただちに抗議するという事態になった。⁵ また、10月7日には、スロバキア政権党の一つであり極右政党であるスロバキア国民党のスロタ党首が、野党ハンガリー連立党を憲法違反のかどで訴え、同党を国会の議席から追放するための動議を出す発言した。その理由として、同党が1920年のトリアノン条約で決

4 ハンガリー外務省
http://www.mfa.gov.hu/kum/en/bal/actualities/spokesman_statements/Szecseny_eng_090910.htm

5 MTI (ハンガリー通信社), 2009年9月17日。 <http://www.mti.hu/cikk/422286/>

められた国境を無効とみなそうとし、スロバキアの領土と主権を脅かす行動をとっているためと主張した。

以上のように、新言語法の可決から施行にかけての数カ月のあいだに、ハンガリーとスロバキアの二国間の緊張は急速に高まり、スロバキア国内においては、政府とハンガリー系野党との間に大きな摩擦が生じることとなった。また、ハンガリー国外でもっとも多くハンガリー人が住むルーマニアなどでも、ハンガリー人政党やハンガリー人住民の多い自治体から新法への批判が相次ぎ、二国間に収まらない波紋を引き起こしている。

3. スロバキア言語法の変遷

前章でみたように、現在スロバキアは、言語に関する法的問題に大きく揺れている。この章では、その国語であるスロバキア語と国内で使用されるその他の言語について、これまでどのような法的地位を与えられてきたのかを振り返ってみる。

スロバキア語は、社会主義体制下のチェコスロバキアにおいては、チェコ語とともに、法律発布と公的な場で用いられる同権の言語と規定されていた。1968年に可決されたチェコスロバキア連邦法における規定では、「公用語」と「国語」のいずれの表現も使用されていなかった。やがて、1989年にはじまった東欧諸国の体制転換の中で、スロバキア語の法的地位が問題にされるようになる。スロバキア語を「公用語」とする連邦政府案と、「国語」とするスロバキア・ナショナリストの案のあいだで激しい議論が起き、1990年スロバキア公用語法では、結局「公用語」と規定された。しかし、連邦体制が解体される前年の1992年9月に可決されたスロバキア共和国憲法では、スロバキア語は「公用語」ではなく「国語」と表現され、新生スロバキアがスロバキア語を唯一の国語とするスロバキア民族のネーション・ステートであることが強調されることとなった。また、社会主義チェコスロバキア時代には、少数言語の母語話者が20%を超える地域においては、行政機関には2言語に対応する公務員の配置をするよう定めていたが、新憲法ではこれは義務ではなくなった。⁶

1995年11月には、スロバキア・ナショナリズムの色濃い第3次メチアル政権下で、国語法が可決された。そこでは、「スロバキア共和国の領土における国語は、スロバキア語である」（第1条第1項）とした規定に加え、「国語は、スロバキア共和国の領土において用いられるそのほかの言語に対して優先される」（第1条第2項）として、国語の排他性を強調している。また、行政機関における国語の使用を「義務的」とし（第3条）、学校教育では、すべての小中学校での国語教育を義務化し、外国人教師以外の教育関係者が全員国語に熟知することや、すべての教育関係の書類作成における国語使用を義務付けている（第4条）。[渋谷編 2005: 356-360] この法律の制定と同時に、1990年のスロバキア公用語法は廃止された。

民族主義的性格の濃いメチアル政権下で制定された前述の国語法であるが、同政権の少

6 長與進「解説「国語」および民族的少数者の言語に関する法律」[渋谷編 2005: 351-352]

数民族政策などがEU諸国から批判を受け、EU加盟の交渉が遅れる一因となるなどの影響が生じた。1998年の政権交代で誕生したズリンダ政権は、法の改正を行い、住民の20%以上を少数民族が占める自治体においては、再び公的機関での少数民族の母語使用を保障し、国語使用の遵守に対する罰則規定を撤廃するなどの修正がなされた。

2006年以降政権を担うスメル党（スロバキア語で「方向・指標」の意）は、ふたたび民族主義色の強い政策を展開している。その流れの中で今回改正された法律には、少数民族の言語にたいするスロバキア語の優位性を顕示する性格が読み取れ、それが少数言語の権利維持への不安や懸念に結びついている。以下に、具体的な問題点を見てみよう。⁷

同法第3条から第8条では、スロバキア国内のさまざまな言語使用域における国語の使用について規定されている。第3条では「公的接触の言語」として、行政、公的通信業務、学校教育、宗教法人活動など、第4条では教育の言語、第5条ではテレビ・ラジオなどのマスメディアにおける言語、第6条では軍隊と消防における言語、第7条では裁判と行政における言語、そして第8条ではその他の領域として、輸入品における表示や労働契約、政治経済活動、医療活動、公共の場におけるさまざまな表記についての規定などが定められている。

その中で、今回の改正で特に問題視されたのは次の点である。まず、第5条第5項では、博物館、図書館、映画・コンサートその他の文化事業における印刷物は国語で出版されなければいけないとされ、少数言語で出版するものには、同等の長さおよび同一内容の国語による表記が必要である。その際、国語が先、少数言語が後の順番であることが義務付けられている。第5条第7項では、記念碑や像などに使う表記についての規定が述べられ、ここでも先に国語、後に少数言語の順に、同一の内容を同一のサイズの文字で、もしくは少数言語の表記を国語表記より小さい文字で表記することが義務付けられている。第5条第8項では、スロバキア国内では、いかなる集会においても参加者は国語で言論を表明する権利を有するとしている。第8条第4項には、少数民族が人口の20パーセント以上を占める地域においては、医療および社会福祉従事者は、少数言語を母語とする患者と少数言語で意思疎通をとることができることと定めている。しかし、それは1998年改正時のように義務ではなく、また「少数言語ができることを義務付けない」と明記された。また、第9条では、文化省が本法律の第3条から第8条に定めた諸領域における国語の使用に関して違反したと判断した個人および団体が、文書による警告に従わなかった場合、100～5000ユーロの罰金を科すとしている。罰金の請求は文化省が行い、請求の30日以内に支払うこと、延滞については倍の金額が要求されることが定められた。

4. 新言語法の何が問題なのか？

スロバキア国会における新言語法可決を受け、欧州安全保障機構のヴォラバエク少数民

7 以下、2009年9月1日施行のスロバキア言語法の条文は、A szlovák köztársaság nemzeti tanácsának törvénye a Szlovák Köztársaság államnyelvéről. www.cluture.gov.sk/uploads/yA/j_/yAj_zdY.../mad.rtf に依拠する。

族高等弁務官（High Commissioner on National Minorities, 以下 HCNM）は7月22日、同法に関する意見書を発表した。⁸ 本章では、その中で指摘されたいくつかの問題点についてみてみたい。

まず、法律の作成と可決のプロセスについてであるが、スロバキア政府は当初、文化省が提出した法改正の案に対して、外国も含めたさまざまな方面からの意見を集めるというオープンな態度をとっていた。それにもかかわらず、6月30日に議会がかなり性急に、また HCNM に対して意見伺いを行いながらその回答を待たずに可決したことについて、HCNM は疑問を投げかけたのだった。

スロバキア語の法的地位について、法律は「スロバキアにおける国語はスロバキア語である」と規定することによって、他のあらゆる言語に対するスロバキア語の優位性を主張している。それ自体は国際法的には問題がないとはいえ、国内の多数派でない人々の間に懸念を起こさせるものであり、国語を保護する権利を強調しすぎることによって少数民族言語の権利に制約が生じないように、バランスをとる必要があると指摘している。そして、少数言語の権利については、「別に定める」（第1条第4項）としている点が、解釈に幅を持たせてしまうことになる懸念している。つまり、これを広く解釈すれば、新言語法によって少数言語の権利が制限されるわけではないといえるが、狭く解釈した場合、その権利を損なう間接的手段として言語法が使用される恐れを否定できないということである。意見書は、少数言語に関する法律を速やかに改正し、少数言語の言語権に配慮した包括的な法整備をするべきであること、また同時に、新言語法を一貫性をもって正しく運用するために、あらゆる注意を払っていくべきであると述べている。

言語的マイノリティーの地域を規定する「20%ライン」についても、HCNM は再考を促している。同法では、これまで同様、人口の20%以上を少数民族言語の母語話者が占める自治体について、別途少数民族言語の使用に関して規定を定め、それを10年毎の国勢調査に基づいて決定するとしている。しかし HCNM は、歴史的伝統的なマイノリティーの居住地に関しては、もっと長いスパンでとらえ、その権利を確保するべきであると意見している。

ところで、ハンガリー語と同様に少数民族言語の地位にあるチェコ語については、新言語法では他の少数言語にはない特別な位置づけを与えている。すなわち、チェコ語はスロバキアにおける少数言語ではあるが、国語であるスロバキア語と“相互に理解可能な言語”であるので、公的な場所やメディアで制限なく使用できると定めている（第3条第5項）。これについては、HCNM は言語の機能的観点、すなわちチェコ語が明らかに言語学的にスロバキア語に近いという点から判断されたものとして、言語差別という問題には抵触せず、問題はないとしている。

8 以下、この章の少数民族担当高等弁務官の意見表明は、Opinion of the OSCE High Commissioner on National Minorities on amendments to the “Law on the State Language of the Slovak Republic” (The Hague, 22 July, 2009), http://www.hacusa.org/language-law/osce_opinion_072209.pdf に依拠する。

地名の表記(第3a条)や警察・軍隊の言語(第6条)に関しては、同法は国語を唯一の使用言語と定めているが、この点についても国際法的に問題はないとしている。ただし、警察の地域住民とのコミュニケーションについては、マイノリティーの多い地域では配慮があるべきで、少数言語でのコミュニケーションが可能な状態を保つ必要があるとしている。

宗教活動における言語については、さらに慎重な姿勢をとる必要を説いている。同法は、教会が保存する記録や文書、および公に刊行される出版物を国語で作成することを義務付けている(第3条第3項)。この点について意見書では、行政に関わるものや法的拘束力をもつ文書は国語で作成する必要があるが、国語使用の義務付けは最低度の範囲内に収めるべきであり、行き過ぎることのないように監視することが重要だと主張している。

さいごに、法履行にあたっての監督と罰則に関してであるが、新法では規定が履行されない場合の罰金が新たに導入された。HCNMの見方によると、罰金の導入それ自体は国際法的に問題ないとするものの、それが民族間の緊張を招いたり、言語的マイノリティーに対する差別を生み出す遠因になりかねないため、原則として避けるべきものである。罰金を適用する際には最大の注意を払い、例外的な事例に限り、また適正に監督が行われているかなど監督のあり方については定期的にチェックし、行政による課金は一年ごとに見直すべきだと提言している。特に、罰金制度導入による言語的マイノリティーへの潜在的影響には十分配慮し、マイノリティー居住地域での課金の適用には特に柔軟に対処すべきである。また、これに関する懸念事項の一つとして、制裁の導入は本来段階的に行い、あくまで最終的措置として取り扱うべきであるのに対し、可決された新法では、原案にあった「文書による繰り返しの警告に反した場合」に罰金を科するとした文言が削除されている点について、“改悪”であると苦言を呈している。

以上の意見から、HCNMは新言語法について、一定の懸念を含むものの、基本的には国際法的基準を満たす妥当なものであると認めている。ただし、国語の権利保護に関する法律だけが改正されても、少数言語の使用についてはあいまいな点が残し、それがさまざまな解釈や懸念を生み、結果的にマイノリティーの法的地位に悪い影響を与える可能性があることに、強い注意喚起を促している。本法の中でしばしば「少数言語については他に定める」とされる点について不安要素を残さないために、他の法律、特に少数民族言語法を早急に改正することによって、少数民族の権利を強化していくことも求められているといえる。また、新法の施行後、すでに地域社会における住民と行政または住民同士の摩擦が起り始めている現実を考慮すれば、法の細則の整備や解釈の明確化をなるべく早く実現する必要があるだろう。⁹

9 スロバキア南部の人口1500人の村Nagytrákányで、域内の有線放送がハンガリー語だけで行われていることに対し、数年前に村に転入したというスロバキア系住民から村長に対して抗議があった。文化省から改善と事情説明を文書で求められたことに対してはまだ措置を講じていないとして、警察が村長の事情聴取を行った。村長は「人口の95パーセント以上がハンガリー系であり、スロバキア系住民もみなハンガリー語を理解するため、これまでハンガリー語放送しか行わなかった。これに対してこれまで抗議がなかったため現状を維持していたが、法律違反であることは

5. 欧州諸国の言語法との比較

以上のような改定がなされたスロバキア言語法は、現在のヨーロッパ諸国における言語法と比較して、どのような性格をもっているといえるだろうか。また、言語法の性格を決める要因にはどのようなことが考えうるのだろうか。この章では、1990年代以降のヨーロッパにおける国語と少数言語の法的地位について、ヨーロッパ全体での方向性および各国の言語法のあり方を考察する。

多数の民族とその言語の領域が、多数の国家による複雑な国境によって分割されるヨーロッパにおいて、少数言語の権利を擁護することは人権保障の重要な柱である。これは、欧州全体の安全保障の観点からも、共同して取り組むべき課題である。特に、東欧の民主化とソ連の崩壊によってヨーロッパの東半分の地図が大きく塗り換えられた1990年代以降は、多くの民族問題が一気に顕在化し、言語安全保障への緊急性が高まった。1992年11月には欧州評議会（Council of Europe）によって「地域言語または少数言語のための欧州憲章」が策定され、5カ国の批准によってストラズブルで発効した。これは、消滅の危機にさらされている地域言語や少数言語の権利保護を謳った憲章で、2005年現在、批准国は17カ国になる。また、1995年2月に策定された「民族的少数者保護枠組条約」は、前述の憲章にさらに踏み込んで、民族的少数者の平等な権利と自由を保護するための国際的協力を誓約するもので、2005年現在、批准国は36カ国に及ぶ。両者は自発的な性格の国際条約であり、批准国の国内政策に対して何ら法的拘束力をもつものではないが、少数者の言語権保障をヨーロッパ共通の価値観として認め、各国の主権を尊重しつつ緩やかな相互監督の役割を果たすものとして意義があるといえる。[渋谷編 2005: 23-50]

言語法自体はヨーロッパのどの国においても見られるものではない。また、言語法そのものの性格も、国によって大きく異なる。以下では、フィンランドとバルト諸国の現在の言語法を取り上げる。これらの国は伝統的な多民族国家ではなく、スロバキアと同様に比較的規模が小さく、また国民国家形成の歴史が新しいという条件をもつ。また国内に抱える最大の少数民族が隣国の多数派民族であるという点でも、スロバキアと共通している。しかしながら、以下に見るように、フィンランドとバルト諸国では言語法の性格は大きく異なる。これらの国における状況と対比することによって、スロバキアの言語法の特性とその背景を明確にしたい。

(1) フィンランドの言語法

人口の92%がフィンランド語を母語とするフィンランドでは、最大の少数民族グループはスウェーデン語話者であり、現在29万人、人口の5.7%を占める。また、少数民族としては他に北極圏を中心にサーミ人が約7千人居住し、その母語話者は約1700人（人口

事実。これからは2言語放送を行う」と発表した。この件について、スロバキアのハンガリー人政党「ハンガリー連立党」は、法の不当な適用であると批判した。MTI（ハンガリー通信社）2009年11月13日。

の0.03%)とされる。¹⁰

2003年に制定された言語法では、「フィンランドの国語はフィンランド語とスウェーデン語である」(第1章第1条)とされ、公的機関におけるすべての人の言語的権利を保障することを謳っている。また、地方自治体は、言語的少数派が住民の8%を満たすか、あるいは3000名に達する場合、2言語併用自治体と認められる(10年ごとに政令で定められる)。国の機関と2言語自治体では「誰もがフィンランド語あるいはスウェーデン語を使用する権利を有する」(第2章第10条)また、スウェーデン語母語話者が人口の95%を超えるオーランド諸島については、別途に「オーランド自治法」(1991年)が制定され、自治体行政、州の国家機関、公立学校教育における高い言語的自治を保障している。オーランド諸島の言語的自治は、フィンランド独立後まもなく法制化されており(1920年)、独立直後にはスウェーデンへの帰属をめぐる分離運動もあったものの、その後政治的な独立主義は存在しない。¹¹

(2) エストニアの言語法

90年代はじめにソ連の崩壊によって相次いで独立を果たしたバルト諸国は、独立の前後に集中的に言語法が制定・改定されている。エストニアは、ソ連時代に多くのロシア人労働者が流入した結果、かつて9割いたエストニア語母語話者は6割にまで減少した。[塩川2004: 202] ソ連時代にはロシア語が連邦の共通言語として公的な機関での言語使用で優位にあり、エストニア人はロシア語を必修科目として習得を義務付けられた。しかし、80年代の自由化の流れのなかで、エストニア語消滅への危機感とその地位向上への動きが高まり、1989年1月に言語法が制定された。そこでは、「エストニア共和国の国語はエストニア語である」(第1条)と定められ、公共機関や企業でのエストニア語使用の権利を保障し(第2条)、また同時に最大の言語的マイノリティーであるロシア語使用の機会保障を謳っている。しかし、91年のソ連解体後、1995年2月には新たな言語法が採用され、「エストニア語以外はすべて外国語である」(第1章第2条)として、ロシア語への個別の言及をなくした。これは、ロシア語との隔離・併存状況から脱却し、エストニア語のみによる国家構築の宣言ともとれるだろう。また、公務員をはじめ、社団法人や非営利団体の職員および個人事業主にたいして、エストニア語の運用能力を義務付けることとなった(第5条)。地域住民の5割が少数言語話者の場合には、その少数言語を自治体の実務用語とすることができるとしている(第2章第11条)。ただし、その場合の住民とは、当該自治体に年間183日以上居住し、それ以外の滞在が連続90日を超えてはならないという条件がついている(第2章第10条)。また、エストニア語使用義務にたいするさまざまな違反

10 吉田欣吾「解説フィンランドの言語と法」[渋谷編2005: 379-380]

11 「オーランド自治法」では、同州の行政の事務処理や裁判の言語はスウェーデン語であり、また州の公用語および教育言語はスウェーデン語のみであり、フィンランド語習得義務は免除される。また兵役の義務も免除される。このようなスウェーデン語話者の高い自治を保障すると同時に、同州で少数派であるフィンランド語話者に対しては、裁判や行政機関におけるフィンランド語使用の権利も保障している。[吉田2008: 256-258]

にはそれぞれに罰金が科される（第5章補則1）。¹²

（3）ラトヴィアの言語法

ラトヴィアの言語をめぐる状況は、エストニアのそれをさらに強調したような側面を持つ。ソ連時代のロシア人の流入により、1989年にはラトヴィア語母語話者の割合は人口の52%にまで激減していた。1989年に制定された言語法では、ラトヴィア語の保護と使用の保障が強調された。ロシア語単一話者の多い状況の中、公的な機関で労働に従事する者に対して、ロシア語とラトヴィア語の2言語の習得が義務付けられた。1992年の法改正では、公的機関に文書を提出する際には、「ラトヴィア語、英語、ドイツ語ないしロシア語を使用する」として、ロシア語は2言語併存の位置づけをも失った。また、言語使用状況にかんする監督機関を設け、違反の際の罰金も導入された。それでも言語法は期待した効果を生まなかったとして、1999年7月に採択された新言語法では、ラトヴィア語のさらなる保護の必要性を強調し、ラトヴィア語の使用を民間分野にも義務付けたが、これはEUなどから批判を浴びた結果、職業を限定し条件付きにするという修正が行われた。また、住民の過半数が少数言語話者である地方自治体における少数言語権については言及されていない。ロシア語話者が半数近くを占めるラトヴィアの言語法は、ラトヴィア語保護の目的に圧倒的に傾き、言語の法的地位と実際のラトヴィア社会における言語使用のあり方とのあいだに大きな乖離があるといえる。¹³

以上、フィンランドとバルト諸国についてそれぞれの言語法の特徴をみてきたが、両者のあいだに見られる極端な性格の違いは何に起因するといえるだろうか。エストニア語やラトヴィア語のように、それまで少数言語として多数派言語（ここではロシア語）に支配されていた社会では、新生国家の誕生と同時に自らの言語を「共通語」ではなく、しばしば唯一で排他的な「国語」と規定し、「国語」の権利擁護・強化を最優先に謳った法律が制定される傾向があるといえる。その背景には、長い間被支配民族の言語という地位にあった末に、言語の使用領域が限定されたり、多数派民族への同化によって話者が極端に減ったりしたために、言語の弱体化や消滅にたいする強い危機感がある。しかし、それまで支配言語を話していた人々は、逆に新興国家においては突如として言語的マイノリティーに転落することとなり、今度は「旧国語」の権利が侵害されたり差別の対象になってしまうという逆転現象が起きるのである。ソ連時代に「民族間交流語」としての法的地位が与えられていたロシア語に関して、新興バルト諸国ではこぞってその規定を除外したために、ロシア系住民の強い反発と不安を招いた。[塩川 2004: 201–204] このような新興国民国家における「新言語的マイノリティー」に対する言語権の保障は重要であり急務である。しかし、「新興国家語」話者がいまだ被支配時代のトラウマを抱え、その言語も安定した

12 小森宏美「解説憲法ならびに、89年および95年の言語法」[渋谷編 2005: 437–439]

13 小森宏美「解説ラトヴィア国語法」[渋谷編 2005: 459–461]

使用状況にないあいだは、「いつまた支配されるかわからない」という漠然とした不安をぬぐい切れない。それが、過度な国家語保護政策や少数民族言語の保護政策の遅れにつながっているといえるだろう。言語法の性格は、その国と民族の歴史的経験によるところが大きいといえる。

一方、そのようなバルト諸国の実情に比較し、フィンランドの言語をめぐる状況は著しく異なっている。そこでは小規模な民族グループであるスウェーデン語話者の言語的権利が十分保障され、少数民族は高度な言語的自治を享受しているといえる。しかし、フィンランドは、その歴史をひも解くと、20世紀初頭の独立にいたるまで、西は大国スウェーデンの軍事的拡張と、東はロシア帝国の西方進出に挟まれ、両国の支配を交互に受けてきた。政治的軍事的に重要な地域として、絶えず大国のあいだでバランスをとらざるをえなかったという点では、フィンランドも決して政治的緊張関係から自由であったわけではない。しかし、近代においてスウェーデンからロシアに割譲された際にも、フィンランド地域は高い自治権をもちながらスウェーデン語を公用語として維持し、その後フィンランド語もまたスウェーデン語と同等の地位を得るようになった。そしてフィンランド独立後、今度は少数者となったスウェーデン語話者の言語権を早い段階で大幅に認めたことが、結果として国民に満足を与え、スウェーデン語系住民の分離主義をも沈静化させることとなった。[吉田 2008: 17-27] フィンランドが民族と言語という観点において安定した内政を長期にわたって維持しているのは、少数民族の権利保障のために最大限の寛容と妥協を図る政策をとってきた長い歴史にその鍵があるといえるだろう。

ひるがえって、本論のテーマであるスロバキア言語法に目を向ければ、その性格は上述のバルト諸国の例に非常に似ているといえる。現在スロバキア国内最大の少数民族であるハンガリー人は、スロバキア人にとっては、長い歴史において常に支配民族であった。スロバキアは、20世紀初頭にハンガリー王国から分離し、チェコスロバキア国家を樹立してから、社会主義時代を経て、1993年のチェコスロバキアの分離によって初めて独立国家になった。1920年以前の約千年のあいだ、彼らはおもにハンガリー王国北部の山間部に居住するスラブ系民族集団であった。ある意味で、2つの民族は長い共通の歴史を歩んできたといえていいだろう。しかし、1920年のトリアノン条約によってハンガリー王国の領土が分断されることにより、ハンガリーとスロバキアの「共通の千年の歴史」の意味合いもまた2つに分断された。ハンガリー建国以来、千年におよぶ領土の統一性は、この時スロバキア人にとって「千年に及ぶ従属」という暗黒の歴史となり、一方でハンガリー人にとってはこれを失うことが「民族の分裂」という悲劇を意味することになったのだ。[Michela 2007: 85] しかしながら、両民族間のこのように根本的な歴史観のずれが、今日のくらい認識されているのかは、甚だ疑問である。1992年のスロバキア共和国憲法の前文では、「われわれスロバキア民族は、... 民族的存在および固有の国家体制をめざす闘いの数世紀におよぶ経験を想起しつつ、キュリロス・メトディオスの精神的遺産と、大モラビアの歴史的遺訓に従って... (中略)... 本憲法を決議する」と謳われている。[渋谷編 2005: 354] ここで、スロバキア民族はその起源をハンガリー王国以前のスラブ文化に見出

すと宣言し、ハンガリー人との「共通の歴史」を民族的存在のための「闘いの歴史」と断罪している。それにたいし、ハンガリー人の認識はどうであろうか。ハンガリー大統領はスロバキア入国拒否の後の記者会見で、「両民族共通の国王である聖イシュトヴァーンの像が両民族共通の将来を象徴するものとなるよう望む」とコメントした。¹⁴ また、前述の問題となった南ドイツ新聞のインタビューで、ハンガリー外相はスロバキア国民の感情を逆なでする発言を行なったが、その中で次のようなことも言っている。「スロバキア人の気持ちはわかる。1993年以來、彼らはずいに独立した国家を持つにいたった。やっと独立と独自の領土を手に入れた。それからEUがシェンゲン協定をひっさげてきて、りっぱな新しい国境を彼らから奪ったのだ。かわいそうにスロバキア人は、国境で揃いの服を着て旗を振りかざすことがまたもやできなくなった。」¹⁵ 以上のような政治家の認識をみても、両国の歴史的認識の齟齬、またスロバキア人の歴史的感情に対するハンガリー側の不理解と気配りのなさが、スロバキア側の嫌悪感や反発を強めているといえるだろう。

6. まとめにかえて ～言語法の背景にあるもの～

前章では、言語法の性格を決定づける一因として、その国と民族の歴史的経験があることが認められた。これに加えて認識しておくべきなのは、多数派と少数派の「転換」が起こった時、新マイノリティーが多数派を構成する国が近くに存在することは、その国に絶え間ない緊張を強いる原因となっていることであろう。バルト諸国にとってのロシアがそうであり、スロバキアにとってのハンガリーも同様である。スロバキアはしかし、バルト諸国とはやや事情が異なる。ハンガリー系住民をはじめ、スロバキア国内の少数言語話者は、ほとんどの場合、スロバキア語との完全な二言語話者として日常生活を送っている。ロシア人が国内人口の半分を占め、現在もロシア語なしには国家の経済社会活動が円滑にいかない現状を抱えたバルト諸国にたいして、スロバキア国内におけるスロバキア語の使用はすでに社会のあらゆる領域で確立し、ゆらぐことはない。国語の過度な擁護と少数言語への配慮の欠如は、民族間の深刻な摩擦を生みだし、その国の国民の分裂に発展することが懸念される。国語の擁護と少数言語の擁護、その両者のバランスが重要であろう。そのためには、国内外の状況を客観的に判断し、その変化に応じて常に修正する必要があるだろう。当事者である国内の多数派・少数派集団だけでなく、国際社会からも是認されるようなバランスを維持することは、もちろん容易なことではない。しかし一方で、その努力を重ねることが唯一の解決への道であろうと思われる。

また、さいごに、本論では踏み込まなかったが、新言語法をめぐってスロバキアとハンガリー両国の関係が急速に悪化した背景として、近年の両国における経済の停滞や社会不安、またそれを契機に急激に強まった極右勢力などの社会的要因の存在も指摘しておくべ

14 在ハンガリー日本大使館 政治経済月報 2009年8月。
<http://www.hu.emb-japan.go.jp/jpn/nikokukan/geppou.htm>

15 ネープサバッチャーグ紙 2009年9月17日。
http://nol.hu/kulfold/pozsony_felhaborodott_a_kulugyminiszteri_interjun

きであろう。実際、本法の施行後には、両国で政権交代があり（ハンガリーは2010年4月、スロバキアは同6月）、それに前後して相互に刺激しあうような法改正が相次いだ。スロバキアでは国内すべての学校の教室における国旗掲揚や毎週月曜日の国歌斉唱を義務付けた「スロバキア愛国法」が可決され（2010年3月）、ハンガリーでは与党がトリアノン条約締結日を「ハンガリー民族連帯の日」とする法案が提出（同5月）された。またハンガリーでは国境外に居住するハンガリー人に二重国籍を付与しやすくする国籍法改正が可決され（同5月26日）、まさにその同日、スロバキア議会では、自発的に他国の国籍を取得した市民のスロバキア国籍を剥奪すると定めた国籍法改正が行われた。両国が互いに応戦するかのようにつながったこれら一連の動きは、直接的には言語法の問題に端を発しているが、前述のように、本質的には両国民の歴史意識の乖離と相互不理解という深い根がもたらしたものと見えるだろう。この複雑に絡んだ深い根を少しずつ解きほぐしていくのは容易ではないが、第三者機構の仲介を得ながら両国が対話を重ね、両民族が譲歩と寛容による歩み寄りに努めることが求められている。

【謝辞】

本稿は平成21年度科学研究費補助金 基盤研究(C)「国家変容と言語問題のモデル的研究：ハンガリー語のケース」（課題番号：20520326、研究代表者：岡本真理）の助成によりハンガリーでの調査および資料収集ができた。また、ハンガリー科学アカデミー言語学研究所研究員のピンテル・ティボル氏（Pintér Tibor）には、スロバキア出身のハンガリー人言語学者の視点から当該法をめぐる社会の現状などについて意見を伺っただけでなく、ヨーロッパ諸国の言語法について有益な情報や資料を提供いただいた。また、本稿の執筆に際しては、複数の査読者の方々から多くの誠意ある助言をいただき、より明確な情報提示と論述に努めることができた。ここに心よりお礼申し上げます。

参考文献

- É. Kiss Katalin, 2004, *Anyanyelvünk állapotáról*. Osiris, Budapest.
- Kardos Gábor, Majtényi Balázs, Vizi Balázs, A szlovákiai államnyelv-törvény módosításának nemzetközi jogi elemzése.
http://www.mtaki.hu/hirek/szlovakiai_allamnyelv_torveny_mod_elemzese.html
- Kirschbaum, Stanislav J., 1995, *A History of Slovakia*, St. Martin's Press, New York.
- Kocsis Károly, Kocsisné Hodosi Eszter, 1992, *Magyarok a határainkon túl-a Kárpát medencében*. 2. kiad. Tankönyvkiadó, Budapest.
- Kollai István, 2007, Meghasadt múlt? Kapcsolódási pontok és ellentétek a szlovák és a magyar történelmi narratíva között. *Regio-Kisebbség, politika, társadalom*, 18. évf., 4. sz., pp. 93–106.
- Kontra, Miklos, 1999, "Don't Speak Hungarian in Public!" - a Documentation and Analysis of Folk Linguistic Rights, in Miklos Kontra (eds.) *Language: A Right and a Resource*, Central European University Press, Budapest.
- Lanstyák István, 2000, *Magyar nyelv Szlovákiában*. A magyar nyelv a Kárpát-medencében a XX. századvégén III., Osiris, Kalligram és MTA Kisebbségkutató Műhely, Budapest-Pozsony, 2000.
- Lanstyák, István, Gizella Szabó Mihály, 2005, Hungarian in Slovakia, in Anna Fenyvesi (ed.),

- Hungarian Language Contact Outside Hungary*, John Benjamins, Amsterdam, pp. 47–88.
- Michela, Miroslav, 2007, Emlékezet, politika, Trianon: A legújabbkori szlovák-magyar kapcsolatok “új kezdetének” kontextualizálása. *Regio-Kisebbség, politika, társadalom*, 18. évf., 4. sz., pp. 81–92.
- 塩川伸明, 2004, 『民族と言語』多民族国家ソ連の興亡 I, 岩波書店。
- 渋谷謙二郎編, 2005, 『欧州諸国の言語法—欧州統合と多言語主義』三元社。
- Simon Szabolcs, 2002, Szlovákiai magyarok és nyelvtörvények, szerk. Kontra M., Hattyár H., *Magyarok és nyelvtörvények*, Teleki László Alapítvány, Budapest, pp. 25–52.
- Vogl, Márk, 2009, A Nyelvi Karta szlovákiai alkalmazásának problémái. *Regio-Kisebbség, politika, társadalom*, 20. évf., 1. sz., pp. 17–60.
- 吉田欣吾, 2008, 『「言の葉」のフィンランド—言語地域研究序論』東海大学出版会。

(2010. 07. 16 受理)